

非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書

去る3月6日、米国の戦略態勢に関する議会委員会が2009年2月に在米日本国大使館関係者らに意見聴取した際、当時の秋葉剛男公使が沖縄での核貯蔵施設建設について「そうした提案は説得力がある」と発言し、沖縄への核再配備の可能性を明確に肯定したことが明らかになったとの報道があった。また、昨年9月にも本土復帰前の沖縄に1300発もの核兵器が置かれていたことや、1959年6月に当時の米軍那覇飛行場で発生した核弾頭を搭載したミサイルの誤発射事故に関する元米兵の証言がNHKで報じられた。

さらに、米國務省が去る6月に公開した沖縄返還交渉に関する米公文書によると、米統合参謀本部が、施政権返還後も沖縄に核兵器を貯蔵する権利を確保するよう強く求めていたことや日米両政府が沖縄返還に合意した首脳会談後の会合で、沖縄への核再持ち込みの権利が得られたことを歓迎する見解があったことも報道により明らかになった。沖縄への核兵器持ち込み疑惑が一層高まるとともに、県民に大きな不安と強い衝撃を与えている。

「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」は、核兵器に関する日本政府の基本政策であり、沖縄返還に際しては、この非核三原則を内容とする「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」を衆議院で採択し、いわゆる「核抜き本土並み」返還であることが強調された。その後も政府はこれを何度も確認してきただけでなく、国会においても同趣旨の決議が繰り返されている。

沖縄への核持ち込み疑惑については、これまでもラロック元米海軍少将やライシャワー元駐日米大使が発言しており、「重大な緊急事態が生じた際には、核兵器を沖縄に再び持ち込む権利が認められる」とする日米の核密約に関しては、内閣総理大臣特使として沖縄返還交渉に当たった元京都産業大学教授の若泉敬氏の著書でその存在が示されているほか、同じく交渉に当たった米政府元高官のモートン・ハルペリン氏も「日米密約については確かに存在し、今でも有効」と証言している。政府においては「少なくとも、今、その密約は有効ではない」としているが、沖縄県だけを除外しようとする姿勢があるとすれば断じて許されるものではない。

また、政府は昨年7月に国連で採択された核兵器禁止条約に対し不参加を表明しているが、世界で唯一の被爆国であり、非核三原則を国是としている我が国としては、同条約に率先して賛同すべきである。

よって、政府においては、沖縄への核兵器持ち込み疑惑を解明するとともに、被爆国として核廃絶の姿勢を示すため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 沖縄への核の持ち込みを認めるとした密約文書を正式に無効とすること。
- 2 非核三原則を堅持し、沖縄への核兵器の再配備を断固として拒否すること。
- 3 核の貯蔵施設とされる辺野古弾薬庫及び嘉手納弾薬庫の実態調査を行い、その真相を県民に公表すること。
- 4 核兵器禁止条約に参加し署名、批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣	}	宛て
外務大臣		
防衛大臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		